

## 【表紙】

|                                          |                                                                      |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】                                   | 有価証券届出書                                                              |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長殿                                                              |
| 【提出日】                                    | 2026年7月14日提出                                                         |
| 【発行者名】                                   | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社                                                 |
| 【代表者の役職氏名】                               | 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ                                                 |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都港区赤坂九丁目7番1号                                                       |
| 【事務連絡者氏名】                                | 新屋敷 昇                                                                |
| 【電話番号】                                   | 050-5785-6187                                                        |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | T O P I X ゴールドプラス                                                    |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | (1)当初自己設定額<br>10億円を上限とします。<br>(2)継続申込額<br>5兆円を上限とします。<br>該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】                               |                                                                      |

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

TOPIXゴールドプラス（以下「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
  - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：10億円を上限とします。  
継続申込期間：5兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

- 当初自己設定：1口当たり1円とします。  
継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

### （６）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

### （７）【申込期間】

- 当初自己設定：委託会社により2026年7月30日に行なわれます。  
継続申込期間：2026年7月30日から2027年10月26日までとします。
- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### （９）【払込期日】

当初自己設定

委託会社は、当初設定日に自己設定にかかる発行価額の総額（設定総額）を、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

継続申込期間

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、わが国の株価指数への連動をめざす上場投資信託証券およびわが国の株価指数先物取引に係る権利ならびに金地金価格への連動をめざす上場投資信託証券および金先物取引に係る権利などに投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

##### 1）商品分類

| 単位型投信・<br>追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|-----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信           | 国 内    | 株 式               |
|                 | 海 外    | 債 券               |
| 追加型投信           |        | 不動産投信             |
|                 | 内 外    | その他資産<br>( )      |
|                 |        | 資産複合              |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 2）属性区分

| 投資対象資産                                                          | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態         | 為替ヘッジ     |
|-----------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|--------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                                         | 年1回          | グローバル<br>(含む日本) |              |           |
|                                                                 | 年2回          |                 |              |           |
|                                                                 | 年4回          | 日本              |              |           |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( )                 | 年6回<br>(隔月)  | 北米              | ファミリーファンド    | あり<br>( ) |
|                                                                 | 年12回<br>(毎月) | 欧州              |              |           |
|                                                                 | 日々           | アジア             |              |           |
|                                                                 |              | オセアニア           |              |           |
| 不動産投信                                                           | その他<br>( )   | 中南米             | ファンド・オブ・ファンズ | なし        |
| その他資産<br>(投資信託証券(資産複合(その他資産(上場投資信託証券(株式、商品)、株価指数先物取引、金先物取引))) ) |              | アフリカ            |              |           |
|                                                                 |              | 中近東<br>(中東)     |              |           |
|                                                                 |              | エマージング          |              |           |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型                               |              |                 |              |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（資産複合（その他資産（上場投資信託証券（株式、商品）、株価指数先物取引、金先物取引））））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、その他資産（上場投資信託証券（株式、商品）、株価指数先物取引、金先物取引）に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色



## 日本株式および金に分散投資を行ない、 収益の獲得をめざします。

- マザーファンドを通じ、主として、日本の株価指数への連動をめざす上場投資信託証券(ETF)および日本の株価指数先物取引に係る権利、ならびに、日本を含む世界の金融商品取引所に上場する金地金価格への連動をめざす上場投資信託証券(ETF)および金先物取引に係る権利に投資します。
- 日本株式については、株価指数への連動をめざすETFおよび株価指数先物取引に係る権利への投資を通じて、実質的にTOPIX(東証株価指数)配当込みに連動する投資成果をめざします。  
※TOPIX(東証株価指数)は、日本の株式市場を広範にとらえるとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。



## 先物取引を積極的に活用し、 信託財産の純資産総額の200%相当額の投資を行ないます。

- 日本株式については、株価指数への連動をめざすETFの組入総額および株価指数先物取引の買建総額の合計が、信託財産の純資産総額の100%相当額となるよう投資を行ないます。
- 金については、金地金価格への連動をめざすETFの組入総額および金先物取引の買建総額の合計が、信託財産の純資産総額の100%相当額となるよう投資を行ないます。  
※金地金価格への連動をめざすETFを通じて実質的に保有する外貨部分に対しては、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 現物資産の組入総額と先物取引の買建総額との合計額が、信託財産の純資産総額の200%相当額となるよう投資を行ないます。

基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 日本株式への投資では、TOPIX（東証株価指数）配当込みに連動する投資成果をめざします

※日本の株価指数への連動をめざすETFおよび株価指数先物取引を通じて投資を行ないます。

### TOPIX （東証株価指数） とは

- TOPIXはTokyo Stock Price Indexの略で、日本の株式市場を広範にとらえるとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。
- 指数構成銘柄は東京証券取引所（東証）に上場する普通株式を対象として選定され、基準日となる1968年1月4日の時価総額を100とし、その後の時価総額（浮動株調整後）を指数化して算出されます。
- 日本経済の動向を示す代表的な経済指標として用いられるほか、ETFや年金運用などのベンチマークとして利用されています。

#### 「TOPIX」の著作権などについて

- ・ TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・ JPXは、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXに係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・ JPXは、TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ JPXは、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・ JPXは、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・ 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

## 金ETFおよび金先物取引を通じて、金にも投資を行ないます

- 「金」は、それ自体に価値がある実物資産であることから、インフレに強く、また、世界情勢に先行き不透明感が強まる局面でも買われる傾向があります。
- 換金性が高く、世界中で同価値として扱われていることから、「世界共通の資産」とも言われます。

### 金のポイント

- 1 株式や債券などの主要資産と値動きが異なる傾向がある
- 2 「有事の金」と呼ばれ、市場急変時に選好されやすい

当ファンドでは、株式と組み合わせることによって...

### 期待される効果

- 1 分散効果による運用効率（リスク・リターン比）の向上が期待されます
- 2 ファンド全体の値抑制効果が期待されます

## 実質的な運用について

- 当ファンドは、日本株式と金に投資を行ないます。先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の200%相当額の投資を行ないます。

### 当ファンドの運用方法



先物取引を活用することで、日本株式と同等額の金投資が可能に

※実際の運用は、純資産総額の合計が200%とならない場合があります。また、資産ごとの比率も変動するため、記載の比率から乖離する場合があります。

### 当ファンドにおいて 先物取引を活用するメリット

#### ①レバレッジ(てこ)効果

先物取引を活用することで、比較的少ない金額で大きな額の取引を行なうことができます。小さな力で大きな効果を得る「てこ」になぞらえて、レバレッジ効果と呼ばれます。

#### ②金先物取引における 為替変動リスクが限定的

金先物取引における為替変動の影響は、主に評価損益分と外貨建て証拠金に限定されます。

※上記はイメージ図です。

※金先物取引においては、買建額に対する為替変動の影響がなく、為替変動の影響を受けるのは主に評価損益分と外貨建て証拠金となります。一方で、金ETFへの投資部分は実質的に為替変動の影響を受けます。

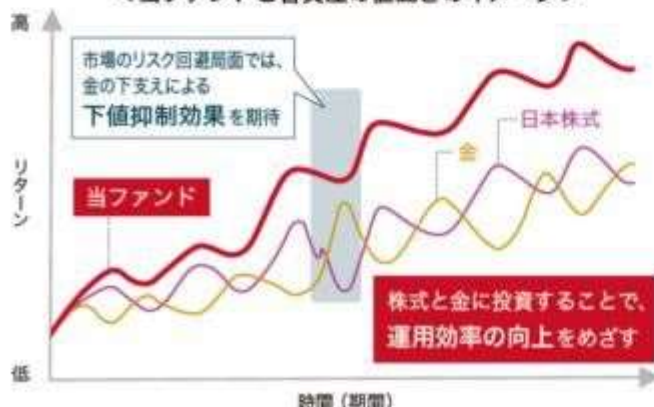
※為替変動の影響を受ける外貨建て資産の実質的な割合は、純資産総額の50%程度を想定しています。

※金先物取引に投資する場合、先物取引の仕組みにより為替変動の影響が限定的であることから、為替が円安となる局面での為替差益も限定的となります。

## 当ファンドの値動きのイメージ

- 値動きの特性が異なる株式と金を組み合わせることで、運用効率の向上が期待できるほか、市場でリスク回避の動きが強まる局面では金が強みを発揮し、ファンド全体の下値を抑制することが期待されます。
- 当ファンドでは、日本株式および金への投資において、先物取引を活用することで、純資産総額の200%相当額の投資を行ないます。そのため、日々の基準価額の変動が大きくなります。

### <当ファンドと各資産の値動きのイメージ>



### <ご参考> 株式と金の値動きの特性イメージ

|                                                     | 株式     | 金                                       |
|-----------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------|
| 景気が良い時                                              | 価格上昇傾向 | 金需要<br>インフレ予測<br>金利動向<br>などの影響<br>を受けます |
| 景気が悪い時                                              | 価格下落傾向 |                                         |
| 市場の急変時                                              | 価格下落傾向 | 価格は上昇傾向                                 |
| 値動きの特性は異なる傾向                                        |        |                                         |
| ※株式と金の値動きの特性についての説明は一般論であり、<br>実際は異なる値動きをする場合があります。 |        |                                         |

※中長期的には、複利の効果により、当ファンドと、日本株式、金のパフォーマンスとの乖離がプラスにもマイナスにも大きくなる可能性があります。

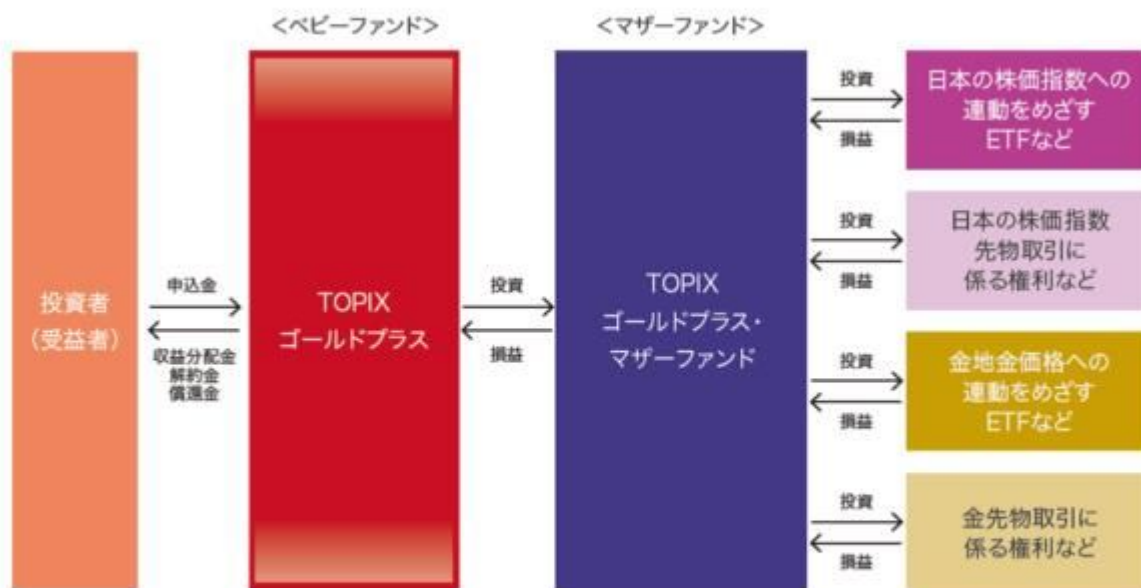
※当ファンドのリスクについては、後述の「投資リスク」をご覧ください。

※上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

## ファンドの仕組み



■ 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※日本の株価指数への連動をめざすETFについては、アモーヴァ・アセットマネジメントが運用する以下のETFを購入する場合があります。  
・上場インデックスファンドTOPIX＜運用会社：アモーヴァ・アセットマネジメント＞

- 主な投資制限
- ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
  - ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 分配方針
- ・ 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
  - ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 信託金限度額

- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

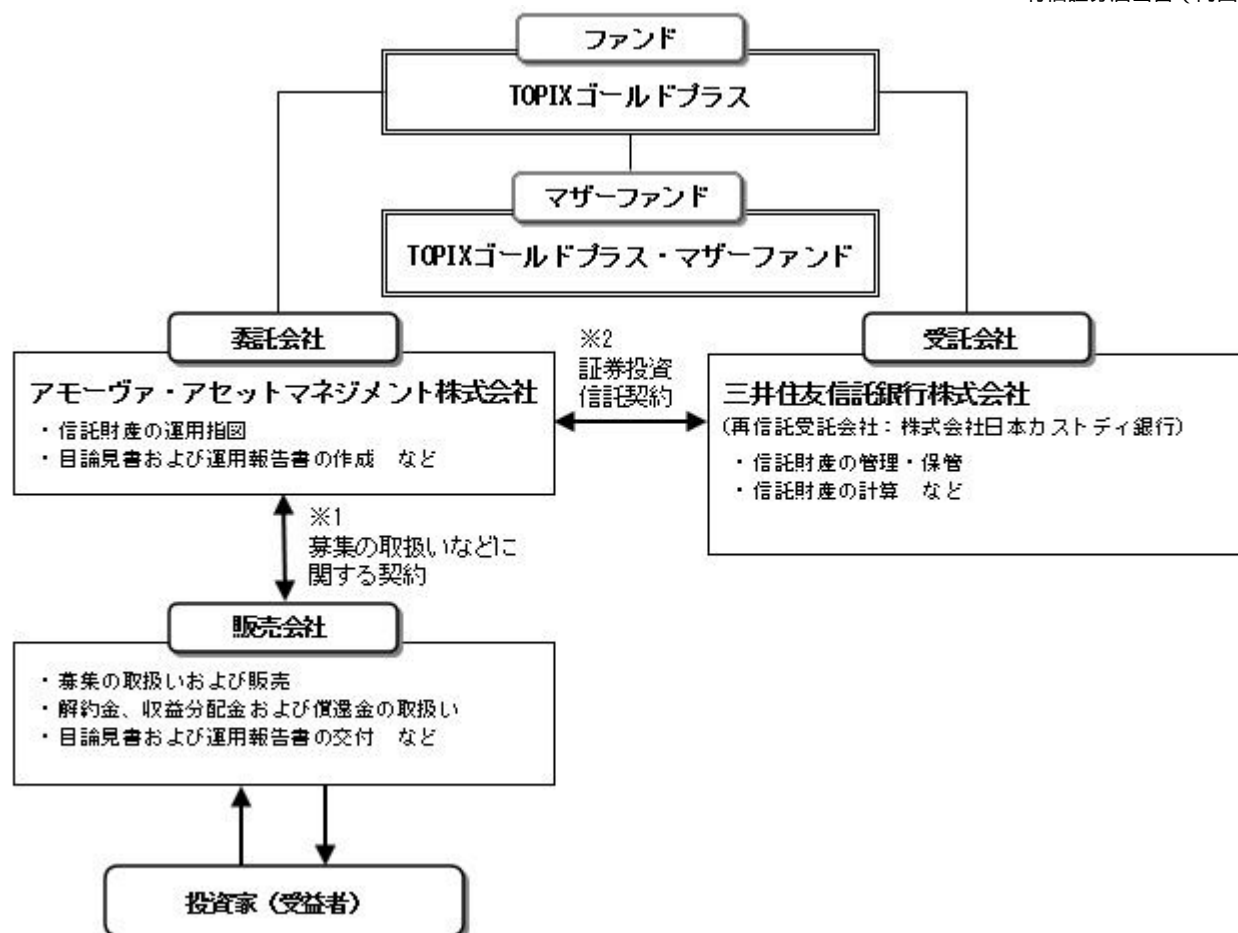
### （２）【ファンドの沿革】

2026年 7月30日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

### （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2026年4月末現在）

- 1）資本金  
17,363百万円
- 2）沿革  
1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立  
1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更  
2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

### 3）大株主の状況

| 名 称              | 住 所               | 所有株数         | 所有比率    |
|------------------|-------------------|--------------|---------|
| 三井住友トラストグループ株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 192,211,000株 | 97.562% |

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

- ・主として、「TOPIXゴールドプラス・マザーファンド」受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## （２）【投資対象】

### < TOPIXゴールドプラス >

「TOPIXゴールドプラス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
  - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）
  - 3) 商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限りします。）
  - 4) 金銭債権
  - 5) 約束手形
  - 6) 為替手形
- 主として「TOPIXゴールドプラス・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～８）の証券または証書の性質を有するもの
  - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
  - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12）に定めるものの以外のもの
  - 12) 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
  - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
  - 15) 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
  - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
  - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 19) 外国の者に対する権利で18）の有価証券の性質を有するもの
- 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの
- 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引
  - 6) 商品投資等取引
  - 7) 有価証券の貸付
  - 8) 公社債の空売
  - 9) 公社債の借入
  - 10) 外国為替予約取引
  - 11) 資金の借入

### < TOPIXゴールドプラス・マザーファンド >

わが国の株価指数への連動を目指す上場投資信託証券およびわが国の株価指数先物取引に係る権利ならびに金地金価格への連動を目指す上場投資信託証券および金先物取引に係る権利等を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限りします。）
- 3) 商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいい、約款第21条に定めるものに限りします。）
- 4) 金銭債権

- 5) 約束手形
- 6) 為替手形
- 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるものの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
- 2) 先物取引等
- 3) スワップ取引
- 4) 金利先渡取引
- 5) 為替先渡取引
- 6) 商品投資等取引
- 7) 有価証券の貸付
- 8) 公社債の空売
- 9) 公社債の借入
- 10) 外国為替予約取引

#### 投資対象とするマザーファンドの概要

< TOPIXゴールドプラス・マザーファンド >

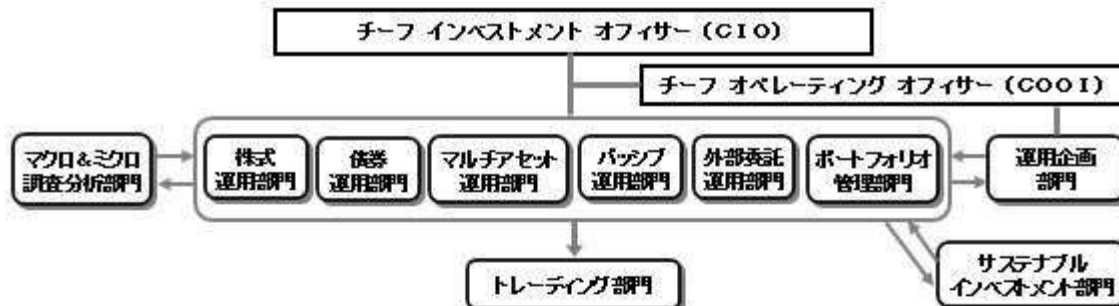
| 運用の基本方針 |                                                                                                 |  |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 基本方針    | 中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。                                                                      |  |
| 主な投資対象  | わが国の株価指数への連動を目指す上場投資信託証券およびわが国の株価指数先物取引に係る権利ならびに金地金価格への連動を目指す上場投資信託証券および金先物取引に係る権利等を主要投資対象とします。 |  |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資方針             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、わが国の株価指数への連動を目指す上場投資信託証券およびわが国の株価指数先物取引に係る権利へ投資を行なうことにより実質的にＴＯＰＩＸ（東証株価指数）配当込みに連動する投資成果を目指すと同時に、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている投資信託証券であって金地金価格への連動を目指す投資信託証券および金先物取引に係る権利等に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。</li> <li>・わが国の株価指数への連動を目指す上場投資信託証券の時価総額およびわが国の株価指数先物取引における買建玉の時価総額の合計は、この信託の純資産総額と概ね同程度とすることを原則とします。</li> <li>・加えて、金地金価格への連動を目指す上場投資信託証券の時価総額および金先物取引における買建玉の時価総額の合計は、この信託の純資産総額と概ね同程度とすることを原則とします。なお、金地金価格への連動を目指す上場投資信託証券を通じて実質的に保有する外貨エクスポージャーは、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>                                                                                                                                           |
| 収益分配             | 収益分配は行ないません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <b>ファンドに係る費用</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 信託報酬             | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申込手数料            | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 信託財産留保額          | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| その他の費用など         | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。<br>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>その他</b>       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 委託会社             | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 受託会社             | 三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 信託期間             | 無期限（2026年7月30日設定）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 決算日              | 毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

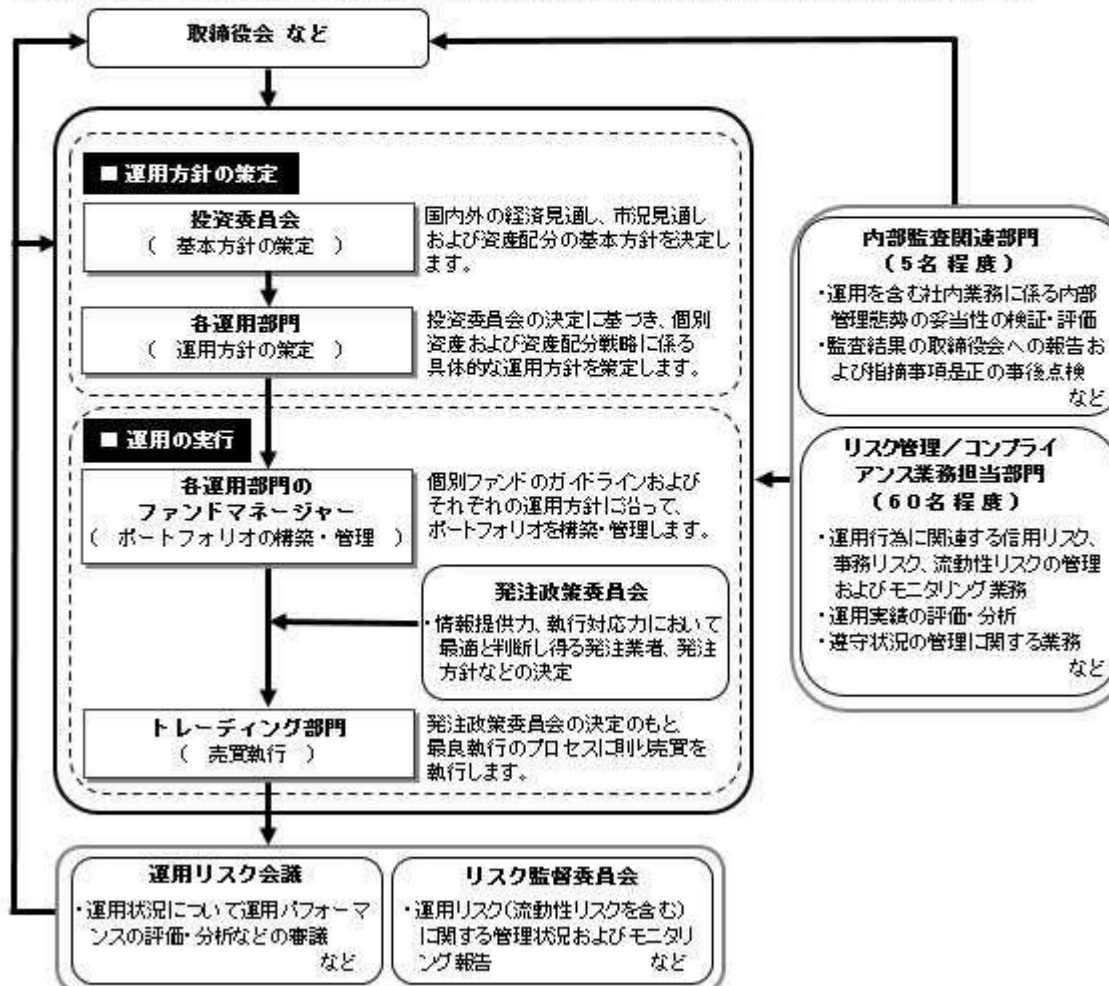
## （３）【運用体制】

&lt; 委託会社における運用体制 &gt;

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



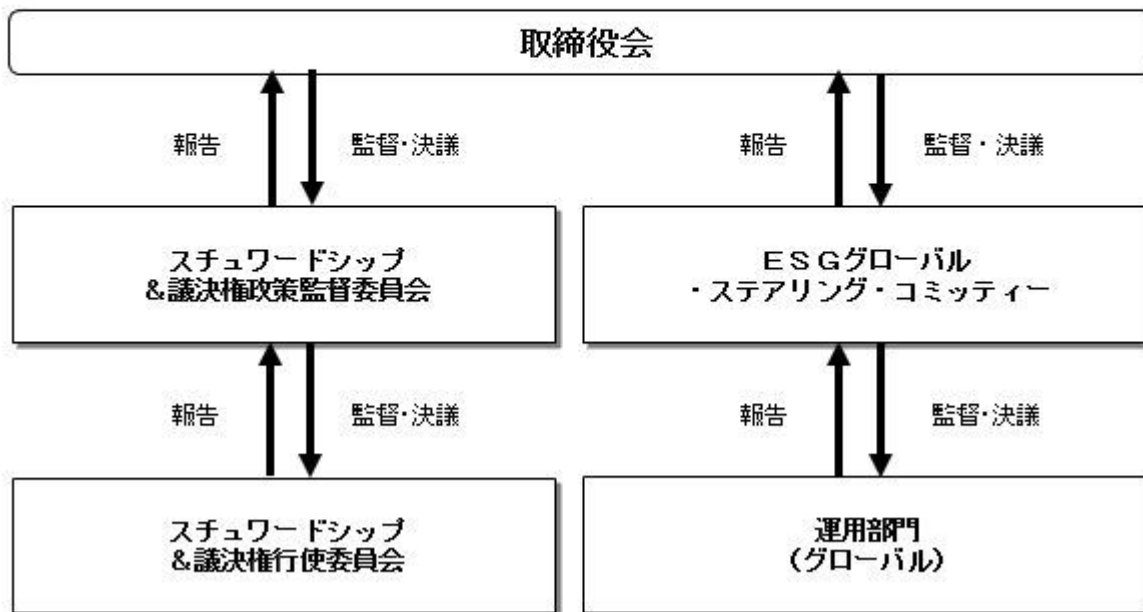
#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

## ◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行うこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



上記体制は2026年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

## 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲  
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
  - 2) 分配対象額についての分配方針  
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
  - 3) 留保益の運用方針  
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。
- 収益分配金の支払い
- < 分配金再投資コース >  
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
- < 分配金受取りコース >  
毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

## (5) 【投資制限】

## 約款に定める投資制限

## &lt; TOPIXゴールドプラス &gt;

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもの

をいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

- 7) わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 8) わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 9) わが国の金融商品取引所における商品（金融商品取引法第2条第24項第3号の3に掲げるものをいいます。）に係る先物取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 11) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 12) わが国の商品取引所における金先物取引および外国の商品取引所における金先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
    - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
  - 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 15) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 16) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - 17) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入れ額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
    - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
    - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
    - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
    - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
    - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
  - 18) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 19) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- < TOPIXゴールドプラス・マザーファンド >
- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
  - 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができます。とします。
  - 3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
  - 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
  - 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる

ものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

- 7) わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 8) わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 9) わが国の金融商品取引所における商品（金融商品取引法第2条第24項第3号の3に掲げるものをいいます。）に係る先物取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、対象資産の損益と金利、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 11) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 12) わが国の商品取引所における金先物取引および外国の商品取引所における金先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
    - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
  - 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 15) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 16) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - 17) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 18) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- 法令による投資制限  
 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）  
 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なう必要があります。

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に株価指数への連動を目指す上場投資信託証券ならびに金上場投信および株価指数先物取引・金先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、株価指数への連動を目指す上場投資信託証券ならびに金上場投信および株価指数先物取引・金先物取引にかかる権利の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化、金地金の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

- ・ 一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に上場投資信託証券の価格は、連動目標とする資産価格および当該資産が関係する市況や市況の変化などの要因により変動します。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じ

るリスクがあります。

- ・一般に株価指数先物取引および金先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落する場合、金上場投信の価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券および先物取引にかかる権利などの取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・上場投資信託証券について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も上場投資信託証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・金上場投信について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も金上場投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

#### レバレッジリスク

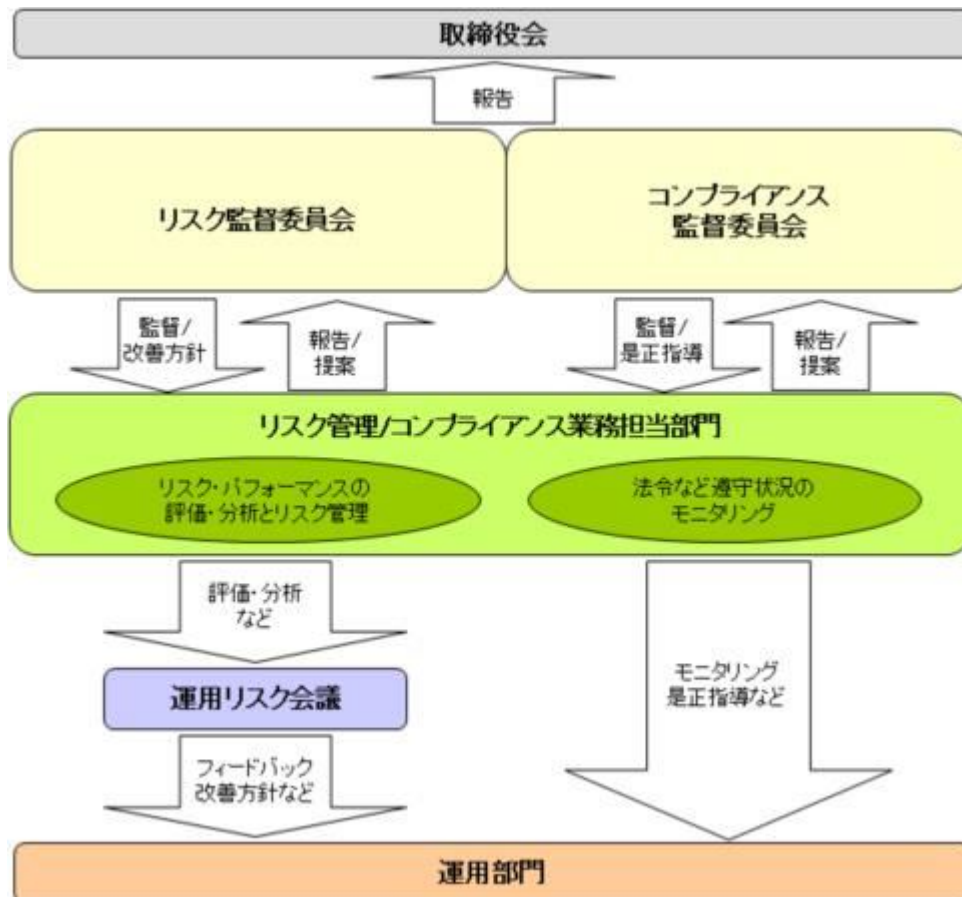
株価指数先物取引および金先物取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、株式および金地金市況の影響を大きく受けます。

#### <その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項  
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項  
ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項  
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項  
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項  
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項  
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

#### （２）リスク管理体制

##### <委託会社におけるリスク管理体制>



#### ■ 全社的なリスク管理

当社は運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

#### ■ 運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

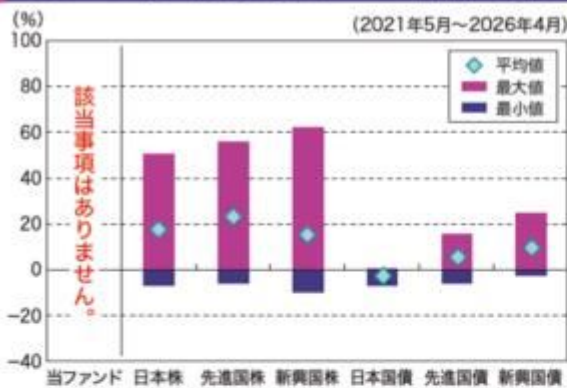
#### ■ 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は2026年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

|     | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平均値 | —     | 17.6% | 23.2% | 15.3% | -2.7% | 5.5%  | 9.6%  |
| 最大値 | —     | 50.5% | 55.7% | 62.1% | 0.6%  | 15.3% | 24.5% |
| 最小値 | —     | -7.1% | -5.8% | -9.7% | -6.9% | -6.1% | -2.7% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

## TOPIX(東証株価指数)配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

TOPIXに係る知的財産は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(JPX)に帰属します。なお、本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

## MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」)が公表している指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

## FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）**

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

**4【手数料等及び税金】****（１）【申込手数料】**

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
  - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
  - ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
  - ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

**（２）【換金（解約）手数料】**

換金手数料  
ありません。  
信託財産留保額  
ありません。

**（３）【信託報酬等】**

信託報酬  
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.924%（税抜0.84%）の率を乗じて得た額とします。

この他に、実質的に投資対象とする上場投資信託証券において、信託報酬がかかります。なお、上場投資信託証券に係る費用は変更となる場合があります。

- ・日本株式部分について、当ファンドが実質的に保有する上場インデックスファンドT O P I Xの信託報酬である年率0.068%以内に対し想定組入比率10%を乗じて、年率0.0068%以内となります。
- ・金部分について、当ファンドが実質的に保有する各上場投資信託証券の信託報酬である年率0.09%～0.12%に対し想定組入比率50%を乗じて、年率0.045%～0.06%程度となります。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

| 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |       |       |       |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 合計                    | 委託会社  | 販売会社  | 受託会社  |
| 0.84%                 | 0.36% | 0.45% | 0.03% |

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価                              |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                   |

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

**（４）【その他の手数料等】**

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）なお、からまでに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乘じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随す

る業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

ファンドおよび主要投資対象である「TOPIXゴールドプラス・マザーファンド」の運用において利用する指数の標章使用料。

ファンドおよび主要投資対象である「TOPIXゴールドプラス・マザーファンド」の運用において利用する指数の指数値、構成銘柄、構成比率等の情報および投資対象市場の動向や特性等に関する情報の入手に要する費用。

ファンドおよび主要投資対象である「TOPIXゴールドプラス・マザーファンド」の運用において、クリアリング機構を利用した場合に生じる諸費用（当該関連費用を受託会社から請求された場合も含みます。）。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品賃料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品賃料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として收受する規定のあるものに限り。）における品賃料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）に0.55（税抜0.5）を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は4：1とし、信託報酬と同時期に支払います。

なお、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、上記に関連する報酬はかかりません。

< 投資対象とするマザーファンドに係る費用 >

- ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

個人受益者の場合

### 1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

### 2）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算

が可能です。

#### 法人受益者の場合

- 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税  
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

- 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

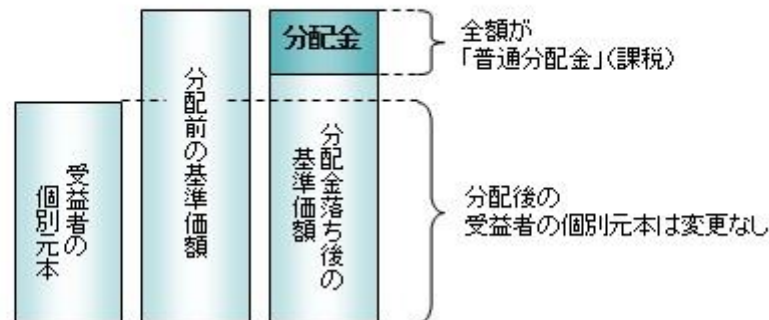
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

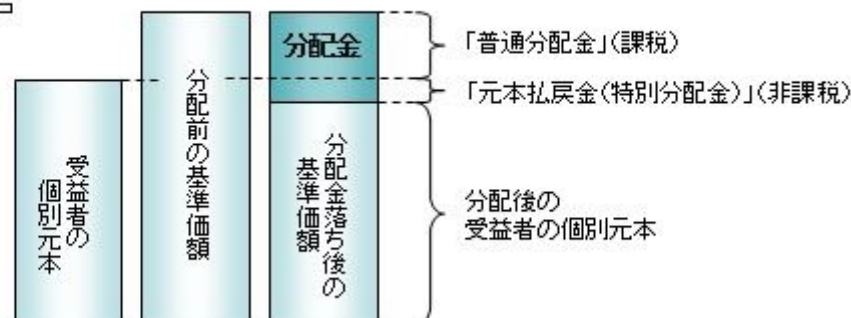
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

##### イ) の場合



##### ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2026年7月14日現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

## 運用実績



ファンドの運用は、2026年7月30日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法  
販売会社所定の方法でお申し込みください。

## （２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

### ＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

### ＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

## （３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

## （４）取扱時間

原則として、午後３時３０分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## （５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク商品取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日

## （６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

## （７）申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

## （８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

## （９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所<sup>１</sup>における取引の停止、商品取引所<sup>２</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

１ 金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号に規定する外国金融商品市場をいいます。

２ 商品先物取引法第２条第４項に規定する商品取引所および商品先物取引法第２条第１２項に規定する外国商品市場をいいます。

## （１０）償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

## （１１）乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ２【換金（解約）手続等】

### ＜解約請求による換金＞

#### （１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### （２）取扱時間

原則として、午後３時３０分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク商品取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日

#### （４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## &lt; 委託会社の照会先 &gt;

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

## (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。  
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。  
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

## (7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

## (9) 受付の中止および取消

- 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

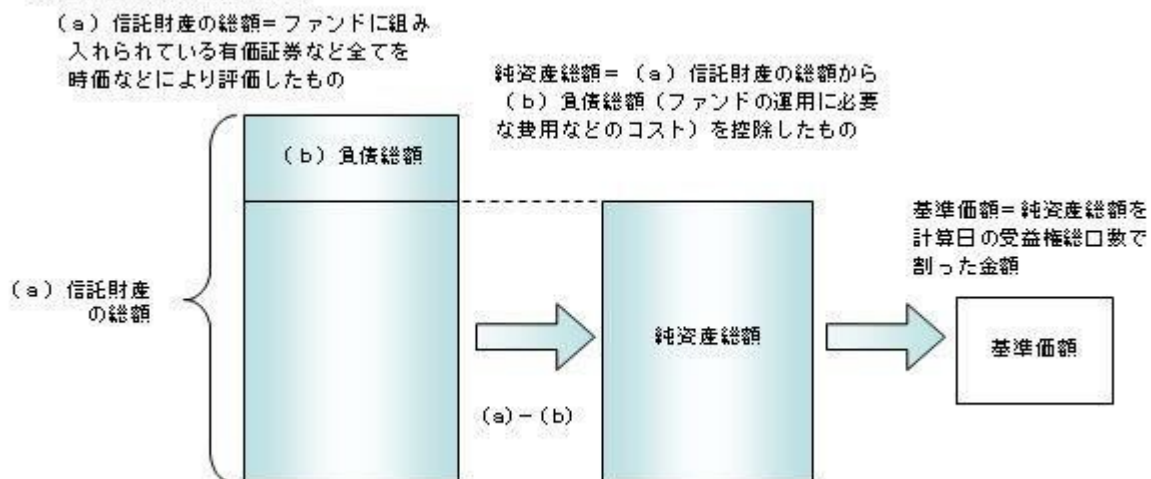
## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

## &lt; 基準価額算出の流れ &gt;



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

## &lt; 主な資産の評価方法 &gt;

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

有価証券先物取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

国内上場投資信託証券

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

海外上場投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価しま

す。

商品投資等取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

商品投資等取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

## （２）【保管】

該当事項はありません。

## （３）【信託期間】

無期限とします（2026年7月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## （４）【計算期間】

毎年7月26日から翌年7月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、第1計算期間は2026年 7月30日から2027年 7月26日までとします。

## （５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
    - 受益者の解約により純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
    - 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
    - やむを得ない事情が発生したとき
  - この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
  - 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
    - 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
    - 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
    - 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
    - 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
  - 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
  - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

- 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

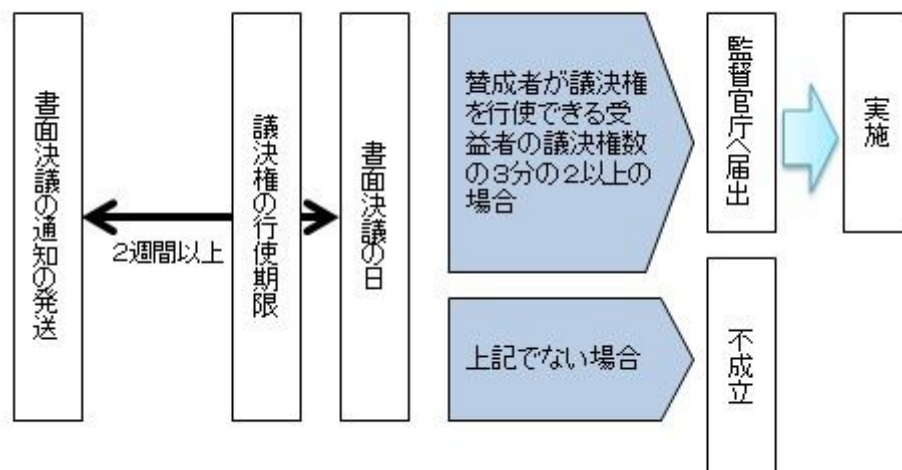
書面決議

- 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている

受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

#### <書面決議の主な流れ>



#### 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。

- ・法令で定められた所要の要件<sup>1</sup>を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法<sup>2</sup>により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないます。

2 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

#### 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が、収益分配金および信託終了による償還金について、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

##### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの運用は、2026年7月30日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書および特定計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

#### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

##### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

|            |          |                 |
|------------|----------|-----------------|
| 2026年4月末現在 | 資本金      | 17,363,045,900円 |
|            | 発行可能株式総数 | 230,000,000株    |
|            | 発行済株式総数  | 197,012,500株    |

- 過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（2026年4月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（2026年4月末現在）

- 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
- 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
- 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

- 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- 委託会社の運用する、2026年4月末現在の投資信託などは次の通りです。

| 種 類     | ファンド本数 | 純資産額<br>（単位：億円） |
|---------|--------|-----------------|
| 投資信託総合計 | 730    | 398,632         |
| 株式投資信託  | 685    | 356,179         |
| 単位型     | 224    | 5,545           |
| 追加型     | 461    | 350,633         |
| 公社債投資信託 | 45     | 42,452          |
| 単位型     | 32     | 739             |
| 追加型     | 13     | 41,713          |

##### 3【委託会社等の経理状況】

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）

並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第67期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

| (単位：百万円)   |   |                      |   |                      |
|------------|---|----------------------|---|----------------------|
|            |   | 第66期<br>(2025年3月31日) |   | 第67期<br>(2026年3月31日) |
| 資産の部       |   |                      |   |                      |
| 流動資産       |   |                      |   |                      |
| 現金・預金      |   | 26,334               |   | 26,185               |
| 金銭の信託      |   | 17,070               |   | 17,927               |
| 有価証券       |   | -                    |   | 9                    |
| 前払費用       |   | 822                  |   | 1,054                |
| 未収入金       |   | 358                  |   | 887                  |
| 未収委託者報酬    |   | 22,244               |   | 24,796               |
| 未収収益       | 3 | 900                  | 3 | 1,032                |
| 立替金        |   | 1,214                |   | 1,369                |
| その他        | 2 | 3,024                | 2 | 4,017                |
| 流動資産合計     |   | 71,969               |   | 77,280               |
| 固定資産       |   |                      |   |                      |
| 有形固定資産     |   |                      |   |                      |
| 建物         | 1 | 187                  | 1 | 153                  |
| 器具備品       | 1 | 108                  | 1 | 100                  |
| 有形固定資産合計   |   | 295                  |   | 253                  |
| 無形固定資産     |   |                      |   |                      |
| ソフトウェア     |   | 478                  |   | 489                  |
| 無形固定資産合計   |   | 478                  |   | 489                  |
| 投資その他の資産   |   |                      |   |                      |
| 投資有価証券     |   | 18,012               |   | 21,704               |
| 関係会社株式     |   | 45,007               |   | 44,701               |
| 長期差入保証金    |   | 725                  |   | 640                  |
| 繰延税金資産     |   | 496                  |   | 620                  |
| その他投資      |   | 765                  |   | 166                  |
| 投資その他の資産合計 |   | 65,006               |   | 67,832               |
| 固定資産合計     |   | 65,781               |   | 68,575               |
| 資産合計       |   | 137,750              |   | 145,856              |

| (単位：百万円) |  |                      |  |                      |
|----------|--|----------------------|--|----------------------|
|          |  | 第66期<br>(2025年3月31日) |  | 第67期<br>(2026年3月31日) |
| 負債の部     |  |                      |  |                      |
| 流動負債     |  |                      |  |                      |
| 預り金      |  | 1,631                |  | 295                  |
| 未払金      |  | 9,544                |  | 10,590               |
| 未払収益分配金  |  | 7                    |  | 8                    |
| 未払償還金    |  | 71                   |  | 71                   |
| 未払手数料    |  | 8,462                |  | 9,192                |
| その他未払金   |  | 1,002                |  | 1,317                |

|              |   |         |   |         |
|--------------|---|---------|---|---------|
| 未払費用         | 3 | 4,202   | 3 | 3,915   |
| 未払法人税等       |   | 3,378   |   | 2,894   |
| 未払消費税等       | 4 | 693     | 4 | 791     |
| 関係会社短期借入金    |   | 6,690   |   | 7,425   |
| 賞与引当金        |   | 2,881   |   | 2,853   |
| 役員賞与引当金      |   | 225     |   | 410     |
| その他          |   | 44      |   | 140     |
| 流動負債合計       |   | 29,291  |   | 29,317  |
| 固定負債         |   |         |   |         |
| 退職給付引当金      |   | 1,455   |   | 1,392   |
| 賞与引当金        |   | 529     |   | 562     |
| 役員賞与引当金      |   | 121     |   | 179     |
| その他          |   | 231     |   | 316     |
| 固定負債合計       |   | 2,337   |   | 2,450   |
| 負債合計         |   | 31,629  |   | 31,767  |
| 純資産の部        |   |         |   |         |
| 株主資本         |   |         |   |         |
| 資本金          |   | 17,363  |   | 17,363  |
| 資本剰余金        |   |         |   |         |
| 資本準備金        |   | 5,220   |   | 5,220   |
| 資本剰余金合計      |   | 5,220   |   | 5,220   |
| 利益剰余金        |   |         |   |         |
| その他利益剰余金     |   |         |   |         |
| 繰越利益剰余金      |   | 83,753  |   | 91,759  |
| 利益剰余金合計      |   | 83,753  |   | 91,759  |
| 自己株式         |   | 2,067   |   | 2,067   |
| 株主資本合計       |   | 104,269 |   | 112,275 |
| 評価・換算差額等     |   |         |   |         |
| その他有価証券評価差額金 |   | 2,466   |   | 2,364   |
| 繰延ヘッジ損益      |   | 615     |   | 552     |
| 評価・換算差額等合計   |   | 1,851   |   | 1,812   |
| 純資産合計        |   | 106,120 |   | 114,088 |
| 負債純資産合計      |   | 137,750 |   | 145,856 |

## ( 2 ) 【損益計算書】

(単位：百万円)

|         |   | 第66期<br>(自 2024年 4月 1日<br>至 2025年 3月31日) |   | 第67期<br>(自 2025年 4月 1日<br>至 2026年 3月31日) |
|---------|---|------------------------------------------|---|------------------------------------------|
| 営業収益    |   |                                          |   |                                          |
| 委託者報酬   |   | 83,264                                   |   | 90,596                                   |
| その他営業収益 | 1 | 4,604                                    | 1 | 5,756                                    |
| 営業収益合計  |   | 87,869                                   |   | 96,352                                   |
| 営業費用    |   |                                          |   |                                          |
| 支払手数料   |   | 37,898                                   |   | 41,859                                   |
| 広告宣伝費   |   | 645                                      |   | 1,216                                    |
| 公告費     |   | 5                                        |   | 2                                        |
| 調査費     |   | 18,976                                   |   | 19,696                                   |
| 調査費     |   | 1,433                                    |   | 1,436                                    |
| 委託調査費   |   | 17,516                                   |   | 18,236                                   |
| 図書費     |   | 26                                       |   | 23                                       |
| 委託計算費   |   | 617                                      |   | 634                                      |

|            |        |        |
|------------|--------|--------|
| 営業雑経費      | 867    | 834    |
| 通信費        | 136    | 121    |
| 印刷費        | 278    | 300    |
| 協会費        | 50     | 50     |
| 諸会費        | 18     | 12     |
| その他        | 382    | 348    |
| 営業費用計      | 59,011 | 64,244 |
| 一般管理費      |        |        |
| 給料         | 11,085 | 11,778 |
| 役員報酬       | 592    | 657    |
| 役員賞与引当金繰入額 | 289    | 524    |
| 給料・手当      | 7,151  | 7,422  |
| 賞与         | 216    | 342    |
| 賞与引当金繰入額   | 2,835  | 2,831  |
| 交際費        | 49     | 40     |
| 寄付金        | 22     | 22     |
| 旅費交通費      | 273    | 254    |
| 租税公課       | 646    | 928    |
| 不動産賃借料     | 836    | 941    |
| 退職給付費用     | 403    | 410    |
| 退職金        | 38     | 78     |
| 固定資産減価償却費  | 193    | 225    |
| 福利費        | 1,187  | 1,193  |
| 諸経費        | 4,821  | 4,839  |
| 一般管理費計     | 19,559 | 20,715 |
| 営業利益       | 9,298  | 11,392 |

(単位：百万円)

|                | 第66期<br>(自 2024年 4 月 1 日<br>至 2025年 3 月31日) | 第67期<br>(自 2025年 4 月 1 日<br>至 2026年 3 月31日) |
|----------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 営業外収益          |                                             |                                             |
| 受取利息           | 10                                          | 63                                          |
| 受取配当金          | 2 4,356                                     | 2 6,459                                     |
| デリバティブ収益       | 193                                         | -                                           |
| 有価証券評価益        | 3 3,063                                     | 3 953                                       |
| 金銭の信託運用益       | 170                                         | 5,856                                       |
| 時効成立分配金・償還金    | 2                                           | 2                                           |
| 為替差益           | 162                                         | -                                           |
| その他            | 81                                          | 46                                          |
| 営業外収益合計        | 8,039                                       | 13,381                                      |
| 営業外費用          |                                             |                                             |
| 支払利息           | 2 907                                       | 2 341                                       |
| デリバティブ費用       | -                                           | 4,737                                       |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 2                                           | 0                                           |
| 為替差損           | -                                           | 310                                         |
| その他            | 9                                           | 32                                          |
| 営業外費用合計        | 919                                         | 5,422                                       |
| 経常利益           | 16,418                                      | 19,351                                      |
| 特別利益           |                                             |                                             |
| 投資有価証券売却益      | 210                                         | 808                                         |
| 関係会社株式売却益      | -                                           | 223                                         |
| 特別利益合計         | 210                                         | 1,032                                       |

|              |        |        |
|--------------|--------|--------|
| 特別損失         |        |        |
| 投資有価証券売却損    | 81     | 84     |
| 固定資産処分損      | 10     | 0      |
| 特別損失合計       | 91     | 85     |
| 税引前当期純利益     | 16,537 | 20,298 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,349  | 4,912  |
| 法人税等調整額      | 157    | 106    |
| 法人税等合計       | 4,192  | 4,806  |
| 当期純利益        | 12,345 | 15,492 |

### （３）【株主資本等変動計算書】

第66期（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |       |             |              |             |       | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|--------|-------|-------------|--------------|-------------|-------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |             | 利益剰余金        |             | 自己株式  |            |
|                         |        | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |       |            |
|                         |        |       |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |       |            |
| 当期首残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 82,591       | 82,591      | 2,067 | 103,107    |
| 当期変動額                   |        |       |             |              |             |       |            |
| 剰余金の配当                  |        |       |             | 11,183       | 11,183      |       | 11,183     |
| 当期純利益                   |        |       |             | 12,345       | 12,345      |       | 12,345     |
| 自己株式の取得                 |        |       |             |              |             |       |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |             |              |             |       |            |
| 当期変動額合計                 | -      | -     | -           | 1,162        | 1,162       | -     | 1,162      |
| 当期末残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 83,753       | 83,753      | 2,067 | 104,269    |

|                         | 評価・換算差額等             |             |                    | 純資産合計   |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|---------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |         |
| 当期首残高                   | 4,523                | 1,155       | 3,367              | 106,475 |
| 当期変動額                   |                      |             |                    |         |
| 剰余金の配当                  |                      |             |                    | 11,183  |
| 当期純利益                   |                      |             |                    | 12,345  |
| 自己株式の取得                 |                      |             |                    |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 2,056                | 539         | 1,516              | 1,516   |
| 当期変動額合計                 | 2,056                | 539         | 1,516              | 354     |
| 当期末残高                   | 2,466                | 615         | 1,851              | 106,120 |

第67期（自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日）

（単位：百万円）

</



|                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4 収益の計上基準</p> <p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務<br/>当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務<br/>当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬<br/>当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法<br/>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針<br/>ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしてあります。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法<br/>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価してあります。</p> <p>消費税等の会計処理<br/>資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p> |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## （未適用の会計基準等）

- ・ 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

## （1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

## （2）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

## （3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

## （重要な会計上の見積り）

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
該当事項はありません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)  
該当事項はありません。

## （貸借対照表関係）

| 第66期<br>(2025年3月31日) | 第67期<br>(2026年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
|----------------------|----------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,484百万円</p> <p>器具備品 872百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>未収収益 282百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払費用 1,921百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大469百万円（5百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。</p> | <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,520百万円</p> <p>器具備品 916百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>未収収益 286百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払費用 1,401百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## （損益計算書関係）

| 第66期<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日)                                                                                                                                                                                                                  | 第67期<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日)                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 営業収益合計には、成功報酬354百万円が含まれております。</p> <p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 4,048百万円</p> <p>支払利息 286百万円</p> <p>3 有価証券評価益</p> <p>保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額3,063百万円を営業外収益に計上しております。</p> | <p>1 営業収益合計には、成功報酬1,056百万円が含まれております。</p> <p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 6,301百万円</p> <p>支払利息 313百万円</p> <p>3 有価証券評価益</p> <p>保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額953百万円を営業外収益に計上しております。</p> |

## （株主資本等変動計算書関係）

第66期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | -       | -       | 197,012,500 |

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 2,860,000 | -       | -       | 2,860,000 |

## 3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳               | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |         |         |         | 当事業年度末残高(百万円) |
|------------------------|------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------------|
|                        |                  | 当事業年度期首            | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末  |               |
| 2016年度<br>ストックオプション(2) | 普通株式             | 121,000            | -       | 121,000 | -       | -             |
| 2017年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式             | 346,000            | -       | 154,000 | 192,000 | -             |
| 合計                     |                  | 467,000            | -       | 275,000 | 192,000 | -             |

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年5月29日<br>取締役会 | 普通株式  | 11,183          | 57.60           | 2024年3月31日 | 2024年6月25日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年5月29日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 7,486           | 38.56           | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

第67期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | -       | -       | 197,012,500 |

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 2,860,000 | -       | -       | 2,860,000 |

## 3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳               | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |         |         |         | 当事業年度末残高(百万円) |
|------------------------|------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------------|
|                        |                  | 当事業年度期首            | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末  |               |
| 2017年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式             | 192,000            | -       | -       | 192,000 | -             |

(注) 1 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年5月29日<br>取締役会 | 普通株式  | 7,486           | 38.56           | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2026年5月21日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 4,609           | 23.74           | 2026年3月31日 | 2026年6月26日 |

(リース取引関係)

| 第66期<br>(自 2024年 4月 1日<br>至 2025年 3月31日) | 第67期<br>(自 2025年 4月 1日<br>至 2026年 3月31日) |
|------------------------------------------|------------------------------------------|
| オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料      | オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料      |
| 1年内 916百万円                               | 1年内 1,185百万円                             |
| 1年超 6,829百万円                             | 1年超 5,644百万円                             |
| 合計 7,745百万円                              | 合計 6,829百万円                              |

## (金融商品関係)

第66期(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券、投資有価証券及び関係会社借入金以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュース・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価  
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|                        | 貸借対照表計上額 |        |      |        |
|------------------------|----------|--------|------|--------|
|                        | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託                  | 2,418    | 14,651 | -    | 17,070 |
| 有価証券<br>其他有価証券<br>投資信託 | 4,097    | 11,342 | -    | 15,440 |
| 資産計                    | 6,516    | 25,994 | -    | 32,510 |
| デリバティブ取引( 1 )          |          |        |      |        |
| 株式関連 ( 2 )             | 159      | -      | -    | 159    |
| 通貨関連 ( 3 )             | -        | 341    | -    | 341    |
| デリバティブ取引計              | 159      | 341    | -    | 501    |

- ( 1 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で示しております。  
 ( 2 ) 株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。  
 ( 3 ) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### (注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資産

#### 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

#### 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

#### 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

#### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 非上場株式  | 2,571    |
| 子会社株式  | 26,371   |
| 関連会社株式 | 18,635   |

### 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                      | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                | 26,334 |             |              |      |
| 未収委託者報酬              | 22,244 |             |              |      |
| 未収収益                 | 900    |             |              |      |
| 有価証券及び投資有価証券<br>投資信託 | -      | 803         | 1,176        | 110  |
| 合計                   | 49,479 | 803         | 1,176        | 110  |

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」5「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券、投資有価証券及び関係会社借入金以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|       | 貸借対照表計上額 |        |      |        |
|-------|----------|--------|------|--------|
|       | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託 | -        | 17,927 | -    | 17,927 |

|                         |       |        |   |        |
|-------------------------|-------|--------|---|--------|
| 有価証券<br>その他有価証券<br>投資信託 | 2,396 | 15,226 | - | 17,622 |
| 資産計                     | 2,396 | 33,153 | - | 35,550 |
| デリバティブ取引( 1 )           |       |        |   |        |
| 株式関連 ( 2 )              | 1,068 | -      | - | 1,068  |
| 通貨関連 ( 3 )              | -     | 1      | - | 1      |
| デリバティブ取引計               | 1,068 | 1      | - | 1,069  |

( 1 )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

( 2 )株式関連のデリバティブ取引の1,068百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

( 3 )通貨関連のデリバティブ取引の1百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

## (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 資産

#### 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

#### 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

#### 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

#### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 非上場株式  | 4,091    |
| 子会社株式  | 26,065   |
| 関連会社株式 | 18,635   |

## 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                      | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                | 26,185 |             |              |      |
| 未収委託者報酬              | 24,796 |             |              |      |
| 未収収益                 | 1,032  |             |              |      |
| 有価証券及び投資有価証券<br>投資信託 | 9      | 799         | 3,762        | 42   |
| 合計                   | 52,024 | 799         | 3,762        | 42   |

### (有価証券関係)

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

|        | 貸借対照表計上<br>額 |
|--------|--------------|
| 子会社株式  | 26,371       |
| 関連会社株式 | 18,635       |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

#### 2 その他有価証券

|                          | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|--------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えるもの  | 投資信託 | 12,903   | 9,123  | 3,780 |
|                          | 小計   | 12,903   | 9,123  | 3,780 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えないもの | 投資信託 | 2,536    | 2,809  | 273   |
|                          | 小計   | 2,536    | 2,809  | 273   |
| 合計                       |      | 15,440   | 11,933 | 3,506 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額2,571百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

| 種類   | 売却額   | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 投資信託 | 5,849 | 764     | 45      |
| 合計   | 5,849 | 764     | 45      |

### 4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「（損益計算書関係） 3 有価証券評価益」をご参照ください。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

#### 1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式  | 26,065   |
| 関連会社株式 | 18,635   |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

#### 2 その他有価証券

（単位：百万円）

|                          | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|--------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えるもの  | 投資信託 | 14,099   | 10,805 | 3,293 |
|                          | 小計   | 14,099   | 10,805 | 3,293 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えないもの | 投資信託 | 3,523    | 3,728  | 205   |
|                          | 小計   | 3,523    | 3,728  | 205   |
| 合計                       |      | 17,622   | 14,534 | 3,088 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額4,091百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|----|-----|---------|---------|
|----|-----|---------|---------|

|      |       |       |    |
|------|-------|-------|----|
| 投資信託 | 4,783 | 1,418 | 84 |
| 合計   | 4,783 | 1,418 | 84 |

#### 4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「（損益計算書関係） 3 有価証券評価益」をご参照ください。

（金銭の信託関係）

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

|            | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額 |
|------------|----------|-----------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 17,070   | 170                   |

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

|            | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額 |
|------------|----------|-----------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 17,927   | 5,856                 |

（デリバティブ取引関係）

第66期(2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）株式関連

| 種類             | 契約額等<br>（百万円） | 契約額等<br>のうち1年超<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 評価損益<br>（百万円） |
|----------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引           |               |                         |             |               |
| 株価指数先物取引<br>売建 | 17,846        | -                       | 159         | 159           |
| 合計             | 17,846        | -                       | 159         | 159           |

（注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

（2）通貨関連

| 種類                       | 契約額等<br>（百万円） | 契約額等<br>のうち1年超<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 評価損益<br>（百万円） |
|--------------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引<br>以外の取引            |               |                         |             |               |
| 為替予約取引<br>買建<br>シンガポールドル | 6,696         | -                       | 39          | 39            |
| 合計                       | 6,696         | -                       | 39          | 39            |

（注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の<br>方法 | デリバティブ取引の<br>種類等                                 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>（百万円）                           | 契約額等<br>のうち1年超<br>（百万円） | 時価<br>（百万円）               |
|--------------|--------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 原則的処理<br>方法  | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル<br>豪ドル<br>ユーロ<br>香港ドル<br>人民元 | 投資有価証券  | 6,651<br>180<br>2,796<br>1,067<br>1,473 | -<br>-<br>-<br>-<br>-   | 326<br>1<br>2<br>38<br>18 |
|              | 合計                                               |         | 12,167                                  | -                       | 381                       |

（注）1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第67期(2026年3月31日)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株式関連

| 種類   |                | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 19,094        | -                       | 1,068       | 1,068         |
| 合計   |                | 19,094        | -                       | 1,068       | 1,068         |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

## (2) 通貨関連

| 種類            |                          | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|---------------|--------------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引<br>以外の取引 | 為替予約取引<br>買建<br>シンガポールドル | 7,438         | -                       | 20          | 20            |
| 合計            |                          | 7,438         | -                       | 20          | 20            |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 通貨関連

| ヘッジ会計の<br>方法 | デリバティブ取引の<br>種類等                          | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円)                | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円)       |
|--------------|-------------------------------------------|---------|------------------------------|-------------------------|-------------------|
| 原則的処理<br>方法  | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル<br>豪ドル<br>ユーロ<br>香港ドル | 投資有価証券  | 3,347<br>154<br>3,529<br>248 | -<br>-<br>-<br>-        | 9<br>5<br>27<br>9 |
| 合計           |                                           |         | 7,279                        | -                       | 21                |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

| 第66期<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |        | 第67期<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |        |
|---------------------------------------|--------|---------------------------------------|--------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)     |        | 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)     |        |
| (1) 関連会社に対する投資の金額                     | 5,341  | (1) 関連会社に対する投資の金額                     | 5,373  |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                  | 18,436 | (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                  | 21,176 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                | 2,427  | (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                | 2,686  |

## (退職給付関係)

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              | (百万円) |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,407 |
| 勤務費用         | 138   |
| 利息費用         | 9     |
| 数理計算上の差異の発生額 | 34    |
| 退職給付の支払額     | 133   |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,387 |

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務          | 1,387 |
| 未積立退職給付債務       | 1,387 |
| 未認識数理計算上の差異     | 67    |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,455 |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付引当金         | 1,455 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,455 |

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 勤務費用            | 138 |
| 利息費用            | 9   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 7   |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 140 |

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎<br>割引率 | 1.5% |
|--------------------------------|------|

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

|              |       |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,387 |
| 勤務費用         | 139   |
| 利息費用         | 20    |
| 数理計算上の差異の発生額 | 75    |
| 退職給付の支払額     | 207   |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,264 |

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務          | 1,264 |
| 未積立退職給付債務       | 1,264 |
| 未認識数理計算上の差異     | 127   |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,392 |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付引当金         | 1,392 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,392 |

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 勤務費用            | 139 |
| 利息費用            | 20  |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 16  |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 143 |

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎<br>割引率 | 2.8% |
|--------------------------------|------|

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、267百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

|                         | 2016年度ストックオプション(2)                                                                                                                                                               | 2017年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                               |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数            | 当社及び関係会社の取締役・従業員 31名                                                                                                                                                             | 当社及び関係会社の取締役・従業員 36名                                                                                                                                                             |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注） | 普通株式 4,409,000株                                                                                                                                                                  | 普通株式 4,422,000株                                                                                                                                                                  |
| 付与日                     | 2017年4月27日                                                                                                                                                                       | 2018年4月27日                                                                                                                                                                       |
| 権利確定条件                  | 2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、「当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、「当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                  | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで                                                                                                                                                       | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで                                                                                                                                                       |
| 権利行使期間                  | 2019年4月27日から<br>2027年4月30日まで                                                                                                                                                     | 2020年4月27日から<br>2028年4月30日まで                                                                                                                                                     |

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況  
ストックオプション（新株予約権）の数

|          | 2016年度ストックオプション(2) | 2017年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日      | 2017年4月27日         | 2018年4月27日         |
| 権利確定前(株) |                    |                    |
| 期首       | 121,000            | 346,000            |
| 付与       | 0                  | 0                  |
| 失効       | 121,000            | 154,000            |
| 権利確定     | 0                  | 0                  |
| 権利未確定残   | 0                  | 192,000            |
| 権利確定後(株) |                    |                    |
| 期首       | -                  | -                  |
| 権利確定     | -                  | -                  |
| 権利行使     | -                  | -                  |
| 失効       | -                  | -                  |
| 権利未行使残   | -                  | -                  |

（注） 株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

|                       | 2016年度ストックオプション(2) | 2017年度ストックオプション(1) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日                   | 2017年4月27日         | 2018年4月27日         |
| 権利行使価格(円)             | 553                | 694                |
| 付与日における公正な評価単価(円)（注）1 | 0                  | 0                  |

（注） 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

|                         | 2017年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                              |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数            | 当社及び関係会社の取締役・従業員 36名                                                                                                                                                            |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注） | 普通株式 4,422,000株                                                                                                                                                                 |
| 付与日                     | 2018年4月27日                                                                                                                                                                      |
| 権利確定条件                  | 2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                  | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで                                                                                                                                                      |
| 権利行使期間                  | 2020年4月27日から<br>2028年4月30日まで                                                                                                                                                    |

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況  
ストックオプション（新株予約権）の数

|          | 2017年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|
| 付与日      | 2018年4月27日         |
| 権利確定前(株) |                    |
| 期首       | 192,000            |
| 付与       | 0                  |
| 失効       | 0                  |
| 権利確定     | 0                  |
| 権利未確定残   | 192,000            |
| 権利確定後(株) |                    |
| 期首       | -                  |
| 権利確定     | -                  |
| 権利行使     | -                  |
| 失効       | -                  |
| 権利未行使残   | -                  |

（注） 株式数に換算して記載しております。

単価情報

|                       | 2017年度ストックオプション(1) |
|-----------------------|--------------------|
| 付与日                   | 2018年4月27日         |
| 権利行使価格(円)             | 694                |
| 付与日における公正な評価単価(円)（注）1 | 0                  |

（注） 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 83百万円

（税効果会計関係）

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 第66期<br>(2025年3月31日) | 第67期<br>(2026年3月31日) |
|----------------------|----------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|-------|-------|--------------------|------|----------------------|------|---------|------|-------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|------|----------|--------------------|--------|----------------------|----------|-------|--------|-------------------|--------------|-------|-----|-----|----------|-------|-----------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|-------|-------|-----------|---|-----------|----|---------|-----|-----------|----|---------|-----|-----|-----|----------|-------|--------|----|----------|-------|--------|--|--------------|-------|-----|-----|----------|-------|-----------|-----|
| <p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>1,047</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>8</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損</td><td>54</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>457</td></tr> <tr><td>固定資産減価償却費</td><td>69</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td>283</td></tr> <tr><td>その他</td><td>828</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>2,748</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td>54</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>2,694</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,221</td></tr> <tr><td>その他</td><td>976</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>2,198</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>496</td></tr> </table> | 繰延税金資産 |       | 賞与引当金 | 1,047 | 投資有価証券評価損          | 8    | 関係会社株式評価損            | 54   | 退職給付引当金 | 457  | 固定資産減価償却費         | 69    | 繰延ヘッジ損益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 283    | その他   | 828  | 繰延税金資産小計 | 2,748              | 評価性引当金 | 54                   | 繰延税金資産合計 | 2,694 | 繰延税金負債 |                   | その他有価証券評価差額金 | 1,221 | その他 | 976 | 繰延税金負債合計 | 2,198 | 繰延税金資産の純額 | 496 | <p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>1,076</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>8</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損</td><td>38</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>438</td></tr> <tr><td>固定資産減価償却費</td><td>63</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td>254</td></tr> <tr><td>その他</td><td>914</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>2,795</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td>44</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>2,750</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,153</td></tr> <tr><td>その他</td><td>976</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>2,129</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>620</td></tr> </table> | 繰延税金資産 |  | 賞与引当金 | 1,076 | 投資有価証券評価損 | 8 | 関係会社株式評価損 | 38 | 退職給付引当金 | 438 | 固定資産減価償却費 | 63 | 繰延ヘッジ損益 | 254 | その他 | 914 | 繰延税金資産小計 | 2,795 | 評価性引当金 | 44 | 繰延税金資産合計 | 2,750 | 繰延税金負債 |  | その他有価証券評価差額金 | 1,153 | その他 | 976 | 繰延税金負債合計 | 2,129 | 繰延税金資産の純額 | 620 |
| 繰延税金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1,047  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 投資有価証券評価損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 8      |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 関係会社株式評価損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 54     |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 457    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 固定資産減価償却費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 69     |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延ヘッジ損益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 283    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 828    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,748  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 評価性引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 54     |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,694  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金負債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1,221  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 976    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,198  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 496    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1,076  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 投資有価証券評価損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 8      |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 関係会社株式評価損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 38     |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 438    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 固定資産減価償却費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 63     |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延ヘッジ損益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 254    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 914    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,795  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 評価性引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 44     |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,750  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金負債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1,153  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 976    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,129  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 620    |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>30.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>6.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.4%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>25.3%</td></tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 法定実効税率 | 30.6% | (調整)  |       | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.6% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 6.3% | その他     | 0.4% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 25.3% | <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>30.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>7.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>23.7%</td></tr> </table> | 法定実効税率 | 30.6% | (調整) |          | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.9%   | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 7.7%     | その他   | 0.1%   | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 23.7%        |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 法定実効税率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 30.6%  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| (調整)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.6%   |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 6.3%   |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.4%   |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 25.3%  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 法定実効税率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 30.6%  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| (調整)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.9%   |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 7.7%   |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.1%   |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 23.7%  |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |
| <p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%になります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が26百万円減少し、法人税等調整額は2百万円減少し、その他有価証券評価差額金が32百万円減少し、繰延ヘッジ損失は8百万円減少しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |       |       |       |                    |      |                      |      |         |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |      |          |                    |        |                      |          |       |        |                   |              |       |     |     |          |       |           |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |       |       |           |   |           |    |         |     |           |    |         |     |     |     |          |       |        |    |          |       |        |  |              |       |     |     |          |       |           |     |

（関連当事者情報）

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏名                                    | 所在地             | 資本金<br>又は<br>出資金          | 事業の<br>内容           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連<br>当事者<br>との<br>関係 | 取引の内容                             | 取引金額<br>(百万円)             | 科目                | 期末残高<br>(百万円)             |
|-----|-------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------------------|---------------------------|-------------------|---------------------------|
| 子会社 | Nikko Asset<br>Management<br>International<br>Limited | シンガ<br>ポール<br>国 | 232,369<br>(SGD千)         | アセット<br>マネジメ<br>ント業 | 直接<br>100.00                  | -                     | 資金の借入<br>(シンガポール<br>ドル貸建)<br>(注1) | 6,690<br>(SGD<br>60,000千) | 関係会社<br>短期<br>借入金 | 6,690<br>(SGD<br>60,000千) |
|     |                                                       |                 |                           |                     |                               |                       | 借入金利息<br>(シンガポール<br>ドル貸建)<br>(注1) | 286<br>(SGD<br>2,532千)    | 未払費用              | 286<br>(SGD<br>2,532千)    |
| 子会社 | Nikko AM<br>Americas<br>Holding Co.,<br>Inc.          | 米国              | 131,079<br>(USD千)<br>(注2) | アセット<br>マネジメ<br>ント業 | 直接<br>100.00                  | -                     | 配当の受取                             | 2,641<br>(USD<br>18,000千) | -                 | -                         |
| 子会社 | Nikko AM<br>Global<br>Holdings<br>Limited             | 英国              | 10,738                    | アセット<br>マネジメ<br>ント業 | 直接<br>100.00                  | -                     | 増資の引受<br>(注3)                     | 7,360                     | -                 | -                         |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- Nikko AM Global Holdings Limitedの行った7,360,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2024年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

|       |           |
|-------|-----------|
| 資産合計  | 46,582百万円 |
| 負債合計  | 7,834百万円  |
| 純資産合計 | 38,748百万円 |

|          |           |
|----------|-----------|
| 営業収益     | 18,712百万円 |
| 税引前当期純利益 | 6,127百万円  |
| 当期純利益    | 4,588百万円  |

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

### 1 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

#### (ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

#### (イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の<br>名称又は<br>氏名 | 所在地 | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連<br>当事者<br>との<br>関係 | 取引の内容                             | 取引金額<br>(百万円)             | 科目                | 期末残高<br>(百万円)             |
|----|--------------------|-----|------------------|-----------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------------------|---------------------------|-------------------|---------------------------|
|    | Amova Asset        |     |                  |           |                               |                       | 資金の借入<br>(シンガポール<br>ドル貸建)<br>(注3) | 7,425<br>(SGD<br>60,000千) | 関係会社<br>短期<br>借入金 | 7,425<br>(SGD<br>60,000千) |

|     |                                       |         |                        |             |              |   |                                   |                           |      |                        |
|-----|---------------------------------------|---------|------------------------|-------------|--------------|---|-----------------------------------|---------------------------|------|------------------------|
| 子会社 | Management International Limited (注1) | シンガポール国 | 232,369 (SGD千)         | アセットマネジメント業 | 直接<br>100.00 | - | 借入金利息<br>(シンガポール<br>ドル貨建)<br>(注4) | 313<br>(SGD<br>2,684千)    | 未払費用 | 218<br>(SGD<br>1,830千) |
| 子会社 | Amova AM Americas Holding, Inc. (注2)  | 米国      | 131,079 (USD千)<br>(注2) | アセットマネジメント業 | 直接<br>100.00 | - | 配当の受取                             | 3,115<br>(USD<br>20,000千) | -    | -                      |

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. Nikko Asset Management International Limited は、2025年9月1日付で Amova Asset Management International Limited に商号変更しています。
2. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. は、2025年9月1日付で Amova AM Americas Holding, Inc. に商号変更しています。
3. 融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
4. Amova AM Americas Holding, Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2025年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| 資産合計     | 48,716百万円 |
| 負債合計     | 6,520百万円  |
| 純資産合計    | 42,195百万円 |
| 営業収益     | 19,496百万円 |
| 税引前当期純利益 | 6,010百万円  |
| 当期純利益    | 4,503百万円  |

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 関連情報

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

## (収益認識関係)

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

## 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

## 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

| 項目           | 第66期<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 第67期<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 546円58銭                               | 587円62銭                               |
| 1株当たり当期純利益金額 | 63円58銭                                | 79円79銭                                |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                                 | 第66期<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 第67期<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益(百万円)                                         | 12,345                                | 15,492                                |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円)                                  | -                                     | -                                     |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円)                                  | 12,345                                | 15,492                                |
| 普通株式の期中平均株式数(千株)                                   | 194,152                               | 194,152                               |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 2017年度ストックオプション<br>(1) 192,000株       | 2017年度ストックオプション<br>(1) 192,000株       |

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                              | 第66期<br>(2025年3月31日) | 第67期<br>(2026年3月31日) |
|---------------------------------|----------------------|----------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円)                  | 106,120              | 114,088              |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)          | -                    | -                    |
| 普通株式に係る期末の純資産額(百万円)             | 106,120              | 114,088              |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株) | 194,152              | 194,152              |

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。  
以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行ないました。  
・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2 【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

| 名 称          | 資本金の額<br>(2025年3月末現在) | 事業の内容                                                 |
|--------------|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円            | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

| 名 称                  | 資本金の額<br>(2025年3月末現在) | 事業の内容                                                                                   |
|----------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 日産証券株式会社             | 1,500百万円              | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。                                                           |
| アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 | 17,363百万円             | 証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行なっています。 |

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社が属する企業グループのロゴ・マークなど

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前

に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがある旨。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性がある旨の記載。

分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

独立監査人の監査報告書

2026年6月12日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に

際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。